

令和7年4月18日

川崎市立田島支援学校桜校 保護者様

川崎市立田島支援学校
校長 高山 深紀世

障害児通所支援事業所による授業参観等の実施について

日頃から、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。

本校の児童生徒の放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援事業所(以下「障害児通所支援事業所」という)による授業参観等の実施について、お知らせいたします。

次の内容を御確認の上、保護者の方から障害児通所支援事業所にご連絡していただき、学校にお申込みくださいますようお願いいたします。

1 目的

障害児通所支援事業所が、本校の児童生徒の学校生活等について情報交換をすることで、児童生徒がより充実した生活上の支援が受けられることを目的とします。

2 内容

別紙「川崎市における障害児通所支援事業所と学校との連携の基本的な考え方について（通知）令和5年7月21日付 川崎市教育委員会支援教育課長・健康福祉局課長」に基づいて実施します。

3 授業参観等の参加者

障害児通所支援事業所の職員とします。必要に応じて、障害児通所支援事業所及び学校側から保護者の同伴を依頼する場合があります。

4 人数と回数・時間

授業参観等の参加人数は、一事業所等につき、原則2名までといたします。

放課後等デイサービス事業所と学校との連携は、年2回程度とします。保育所等訪問支援事業所と学校との連携は、厚生労働省においては、2週間に1回程度の小学校・特別支援学校への訪問を想定していますが、連携の目的をはじめ、児童生徒の実態や学校行事、教職員の勤務等の実情を十分に考慮して設定します。訪問時間は、1回1時間程度を標準とします。

5 実施時期

原則として、4月下旬から2月末（長期休業中を除く）までの実施とします。

6 申込みについて

- ①保護者からの申請を受け、授業参観等の目的について、学校と保護者で教育相談を実施します。
- ②授業参観等の目的が確認できた後、保護者が別紙「参観等申込書」に必要事項を記入して、学級担任を通して申込みを行います。

※学校行事や児童生徒の状況、授業内容等によっては、希望時期に参観ができない場合もあります。

授業参観等が承認された後、学級担任より「確認書」をお渡しします。保護者から障害児通所支援事業所に「確認書」をお渡しいただき、注意事項を厳守していただくことをお伝えください。

※カメラや携帯電話等による録音・動画撮影は、禁止としております。

<担当>

川崎市立田島支援学校桜校
支援教育コーディネーター
高橋 道子
電話 299-2861

申込日 年 月 日

川崎市立田島支援学校校長 宛

参 観 等 申 込 書

学部・課程・学年 児童生徒氏名	(小・中) 学部 (A・B) 課程 年 氏名
保護者氏名 (申請者)	保護者の参観希望 (あり・なし)
目的・内容 (具体的にご記入ください。)	
希望日時	① 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分 ② 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分 ③ 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分
参観者氏名 (役職)	① () ② ()
関係機関名 所在地・連絡先	〒 TEL () - -
備考	

学校の事情により、ご希望日の参観を受け入れられないこともあります。あらかじめご了承ください。調整の上、参観可能日時をお知らせいたします。

----- 切り取り線 -----

確認日 年 月 日

確 認 書

(小・中) 学部 (A・B) 課程 年 様

申請がありました参観等申込みを承認いたします。本確認書を関係機関の方にお渡しください。下記の日時・場所、注意事項を厳守していただくことをお伝えください。

1 日時 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分

*当日、時 分までに、学校にお越しいただき、本確認書をご提示ください。

2 場所 (校内の駐車はご遠慮ください)

3 注意事項

- (1) 参観等は、1つの事業所等につき2名までとします。当日は必ず身分証明書の携行をお願いします。なお、申込みと当日参加者が異なる場合は、必ず事前に学校までお知らせください。他の児童生徒に迷惑がかからないように、マナーを守って参観等をお願いします。
- (2) あらかじめ調整した日時及び場所で、参観を行ってください。参観先の学級や児童生徒の状況によっては、教室外からの参観等となる場合もあります。
- (3) 個人情報保護のため、訪問当日はあらかじめ申込みを行った児童生徒のみの参観等とし、参観等の記録等を残す際には、対象となる児童生徒以外の個人情報の取扱いについては、十分に注意してください。
また、カメラや携帯電話等による録音・動画撮影は禁止とします。

保護者署名欄

事業所署名欄